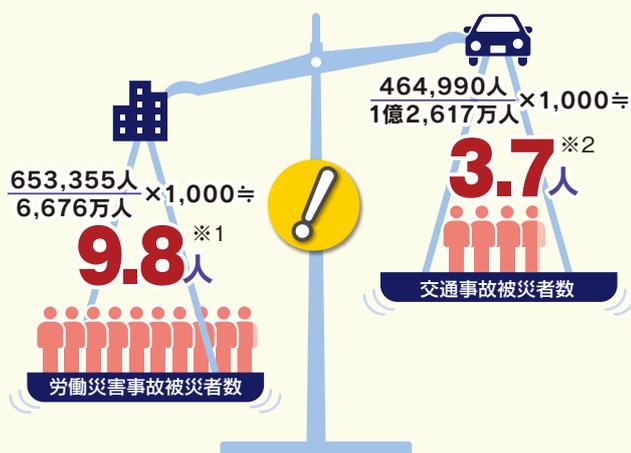


全国中小企業団体中央会

「業務災害補償制度」のご案内

(業務災害補償保険)

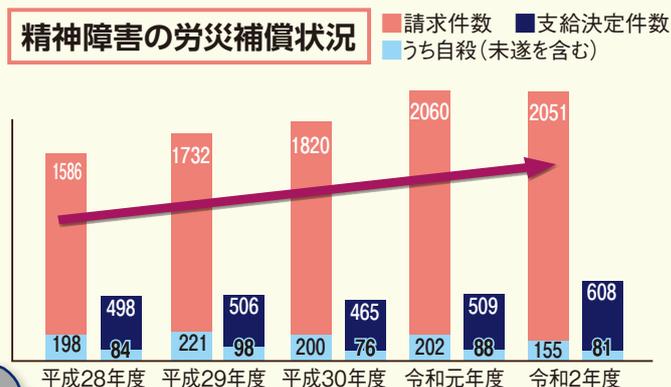
—— 労働災害事故への対策は万全ですか? ——

労働災害事故の事故発生率は
交通事故を上回ります

- ※1…出典:厚生労働省「令和2年度労災保険事業の保険給付等支払状況(政府労災保険新規受給者数)」、総務省統計局「令和2年労働力調査」
- ※2…出典:警察庁交通局「令和元年における交通事故の発生状況」、総務省統計局「令和元年人口推計」

労働災害事故は
ケガだけではなく。
過労による脳・心疾患やうつ病等への
対応はお考えですか?

精神障害の労災補償状況



出典:厚生労働省「令和2年度 過労死等の労災補償状況」

労災事故での判決金額が
高額化しています。
政府労災だけで十分ですか?

〈労働災害事故高額判決事例〉

| 判決金額 | 業種 | 事故内容 | 被災者 | 年 |
|-----------|------|----------------|-------|------|
| 1億9,491万円 | 飲食店 | 過労による脳疾患(高度障害) | 店長 | 2010 |
| 1億2,886万円 | 銀行 | 過労自殺 | 銀行員 | 2014 |
| 1億327万円 | 運輸 | 過労自殺 | 従業員 | 2015 |
| 1億11万円 | 病院 | 過労自殺 | 医師 | 2015 |
| 6,821万円 | IT | 過労による心停止(死亡) | 従業員 | 2012 |
| 5,146万円 | 建設 | 過労による脳疾患(死亡) | 技術者 | 2016 |
| 4,865万円 | サービス | 過労による心疾患(死亡) | アルバイト | 2016 |

出典:労働調査会「労災事故と示談の手引き(改定新版)」(高額労災判例一覧)より抜粋

安定した経営のために業務災害補償制度をご提案します。

裏面をご覧ください▶

業務災害補償制度

は、「従業員の補償」と「事業者の補償」からニーズに合わせた補償をお選びいただくことで手厚く補償します！

約 **57%**
割引

従業員 への補償

従業員・遺族のための補償で、福利厚生の実感が得られます。

業務中の事故により、
従業員が身体障害を被った場合の補償

死亡補償保険金

入院補償保険金

後遺障害補償保険金

通院補償保険金

など



労災認定された脳・心疾患等補償特約

労災保険法等によって給付が決定された脳疾患、心疾患または精神障害である場合についても、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いします。

使用者賠償責任補償特約

労災事故に起因して、事業者等が法律上の賠償責任を負われた場合の、
①賠償保険金 ②費用保険金を補償します。



雇用慣行賠償責任補償特約

ハラスメント・不当解雇や配置・昇進等の差別などの不当な雇用慣行等により、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任、争訟費用、訴訟対応費用やコンサルティング費用を補償します。



事業者 への補償

万一の高額賠償に備えて、事業者へ安心を提供します。

『業務災害補償制度』の特長

業務災害補償制度は、お客さまに様々なメリットをご提供します。

特長1 一般加入より最大約57%割安

この制度固有の割引の適用により、この制度以外でのご加入に比べ保険料が約57%割引となります。

特長2 従業員の福利厚生が充実

共栄火災がお支払いする保険金を、全額従業員に給付していただくことから、従業員の福利厚生充実が寄与します。

特長3 従業員等の包括補償

保険期間中に従業員等の入れ替わりや増減があったり、下請負人の追加、派遣労働者の追加等があった場合でも、期中の異動通知等をする必要がなく、包括的に補償します。

特長4 事業主・役員フルタイム補償

事業主・役員が「業務に従事していない間」における事故も対象となります。「得意先との飲食中」など業務中か否かの線引きが困難なケースも、まとめて補償します。

特長5 うつ病などの「心の病」や過労などによる脳・心疾患も補償

死亡、後遺障害補償保険金については、うつ病や過労死など、精神障害や脳・心疾患といった疾病型労災リスクも補償します。(従業員等が労災認定された場合に限りです。)

特長6 従業員等へのハラスメント・不当解雇等に対する賠償責任も補償

ハラスメント・不当解雇や配置・昇進等の差別などの不当な雇用慣行等により、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。

特長7 労災認定を待たずにお支払い

傷害補償保険金(基本補償)と使用者賠償責任補償(任意セット特約)は、原則として政府労災保険の認定を待たずにお支払いします。

特長8 保険料は損金処理が可能

事業者が全従業員のために負担する保険料は「福利厚生費」として全額損金算入が可能です。

特長9 建設業の場合には・・・

経営事項審査の審査項目に定める「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、審査制度の加点対象となります。*

*加点対象となるための要件 ①死亡および後遺障害1～7級を対象としていること。②業務災害および通勤災害を対象としていること。③下請負人を全て含めて対象としていること。

■このチラシは「業務災害補償保険」の概要を説明したものです。詳しい補償内容は、「業務災害補償制度パンフレット(PB120100)」、約款冊子等をご覧ください。
■なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。
■ご加入の際は、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先